

国土交通省から示された 「新たな高速道路料金に関する基本方針」に対するコメント

私たちJR連合は、この間、日本経済の発展と地域の活性化を図るべく、持続可能な交通ネットワークの構築を強く主張し、地域の活性化に資する総合交通体系の構築のために、高速道路料金施策に関する特別決議を確認し、関係機関等への要請行動を実施してきました。

高速道路施策を巡っては、本年6月には有識者会議による中間答申が示され、11月29日にはNEXCOから料金割引案が提示されました。

12月20日には、国土交通省が「新たな高速道路料金に関する基本方針」を公表し、高速道路の基本料金は3つの料金水準（普通区間、大都市近郊区間、海峡部等特別料金区間）への整理を行うこととし、料金割引については、①NEXCOの料金割引は、休日割引を割引率3割として継続、大口・他頻度割引の最大割引率を1年間に限り5割に拡充して実施②本四高速は、基本料金を大きく値下げする一方、概ね現在の割引後水準を維持する料金割引としました。

私たちJR連合は、税金を投入した高速道路料金割引は、受益者負担を原則とする高速道路の料金施策を根本から覆す制度である上、JRをはじめとした公共交通機関との公正な競争バランスを著しく崩す政策である旨主張し、この間、構成単組とともに政府要請などを積極的に展開してきました。

今回、公表された国土交通省の基本方針において、次年度以降の高速道路料金割引を概ね縮小させる意向であること、とりわけ、国費を投入した割引からの決別を判断したことは、総合交通体系の確立の観点から評価できるものであり、私たちの要請を踏まえた結果と受け止めます。一方で、物流におけるモーダルシフト推進の観点に立った料金施策や地方部路線に関わる無料化区間を含めた料金設定等の課題も残置されています。

先月成立した交通政策基本法でも、国民利用者の視点に立って交通機関同士が連携を強化し、交通に関わる総合的ネットワークを維持、発展させなければならないとする『交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携』が明文化されています。高速道路を含めた自動車交通政策こそ総合交通政策の観点に立脚した適切な制度設計を行うべきであります。

JR連合は、持続可能な交通ネットワークの構築を求めて、引き続き、総合交通政策の観点に基づいた合理性のある制度の実現に向けて、取り組みを展開していきます。

2013年12月20日

日本鉄道労働組合連合会（JR連合）